



日本司法書士会連合会編 『動産・債権譲渡登記の実務（第2版）』

【評者】山形大学人文学部教授 コーエンス久美子

本書は、金融手法の広がりとともにますます注目されている動産・債権の譲渡登記について、長年研修を重ねてきた日本司法書士会連合会が登記業務とともに、それが利用される取引全体の実務を分かりやすく、ていねいに解説したものである。

動産・債権の譲渡登記制度については、まず、多数の債権を一括して譲渡する債権の流動化のために、債権譲渡登記制度が平成10年、民法の対抗要件に対する特例法に基づき創設された。登記によれば、債務者への通知をせずとも対抗要件を備えることができる。他方、動産については、民法183条の占有改定では譲渡された動産が譲渡人の下に置かれたままになることから、公示が不十分であるとの指摘がなされてきた。動産譲渡についても平成17年、特例法の改正により登記によって対抗要件を具備することが可能となった。こうして動産・債権譲渡登記は、それぞれ「民法の対抗要件を備えたものとみなされる」という効力を与えられながらも、従来の課題、取引のニーズを考慮した制度としていっそうの利用が期待されているものである。

本書は、全体を3編に分け、そのうちの2編（第1編動産譲渡登記の実務、第2編債権譲渡登記の実務）において、総論的に「動産・債権譲渡」「動産・債権譲渡担保」「動産・債権譲渡登記制度」の全体像を図表、イラストを使いながら分かりやすく整理、説明している。これに続く、「登記申請手続」も、豊富な記載例を用いながら登記の実務についてより具体的なイメージを持てるように工夫されている。こうし

た実務の具体的な記述は、動産・債権譲渡登記の利用者が制度の仕組みを理解するために、また実際に登記業務を担当する司法書士がサポート体制を充実させる上で、非常に役立つ。加えて、より合理的な実務のあり方や法制度そのものの見直しといった将来的な展望を考察するために、貴重な示唆を与えてくれる。

さらに第3編においては、動産・債権譲渡と密接に関わるABL（Asset Based Lending）について本書初版「補訂版」の2倍の紙幅を割いて解説している。ABLについては、経済産業省が、とりわけ中小企業の資金調達を円滑に進める手法として、その普及活動に積極的に取り組んできているが、実績や認知度といったところからは未だ発展途上といえよう。当初よりABLの課題として、担保資産の期中管理、処分、（動産、債権以外にみるべき担保がないといった）信用不安などが挙げられているが、この間、実務的に進展が見られるところもある。本書は、例えば期中管理におけるモニタリング方法、コベナンツ管理について詳細に説明するとともに、担保設定契約書を含め誓約書、報告書の参考例、記載例によって、実際の期中管理のあり方を具体的に示している。

本書が動産・債権譲渡登記を積極的に利用しようと考えている金融機関や企業、それをサポートする司法書士、また担保法制度のあり方やそのなかでの登記の位置づけについてさらなる検討を進めている研究者を含め、多くの方々のさまざまなニーズに応える解説書として活用されることを望むところである。